

マルチカルチュラリズムの迷路

— 多元文化主義の問題構成をめぐって —

五十嵐 沙千子

一、はじめに

われわれは、ずいぶん人を殺してきた。

ずいぶん人を排除してきた。

「戦争」を人間が経験しなかつた時代がこれまでであつたらうか。あるいは差別やいじめを経験しない人間がいただらうか。

これは現代社会に道徳教育が足りないからだという人がいる。規範が弱くなっているからだという人がいる。

しかしもちろんこうした意見は間違っている。殺したりいじめたり差別したりするのは今に始まつたことではない。いつの時代にもこうした問題はあつた。時代と土地とに関わらず、人間はへ普遍的に他人と戦い、殺し、傷つけ、排除してきたのである。しかしこれと同時に、へ相手の身になつて、自分がしてほしいと思うことを相手にもしてあげよう」という協調の道徳も、やはり時代と場所とを問わない黄金律で

あつた。これは、人間が仲間や村や共同体といった社会を作り維持していく上で必然的な規範であるという点で、古今東西を問わない基本的な、つまり「普遍的な道徳」であつたといつてよいだらう。だからこそ、われわれは物心ついたときから他人と仲良くするという道徳を教え込まれてきた。他人を傷つけないという「普遍的な道徳」を様々な方言で、また様々な宗教的・道徳的ヴァリエーションを持つた言葉で教え込まれてきた。つまり少なくともこの点では道徳と規範は共有されていたのである。しかし、それにもかかわらず、われわれはやはり、絶えず人を傷つけ、殺してきた。排除してきただのである。これは決して、その道徳が完全には行き渡っていないからではない。われわれは、立派な道徳を持っているにもかかわらず、その道徳が禁じているはずの排除の構造を引きずつてきたのである。

なぜ、われわれ人間は他者をこれほどまでに苛烈に排除しようとするのだろうか。「道徳がない」からではない。また、教育による道徳の刷り込みが不足しているからでもない

い・・・とすれば。

そうだとすれば、「どうしてその道徳が効果を發揮しないのだろうか」という問いの立て方は間違っているのかもしれない。もしかすると、この立派な道徳は、自らの効果を發揮してきたのかもしれないのだ。つまり「道徳を持っているにもかかわらず、われわれは殺したりいじめたりして他人を排除してきた」のではなく、「この立派な道徳を持っているからこそ、われわれは殺したりいじめたりして他人を排除してきた」のかもしれないのである。

人間の「道徳」というのは、いったい何なのだろう。一般的には、道徳というのはへ個人をより良き存在に高めるものなのだ、と漠然と受け取られているように思える。つまり、「道徳は正当なものだ」というふうには、これはわれわれの暗黙の前提ではなかっただろうか。しかし、これでは上記の「道徳」は説明できない。もし上記のような観察にいくらかの正当性があるとしても、道徳のこうした側面は個人を「高める」、「良い」、「正当な」ものとしての旧来の道徳の位置づけからはでてこない。

ここでこの論文が取り上げるのは「マルチカルチュラリズム (multiculturalism)」である。マルチカルチュラリズムをめぐる議論の中に、こうした現実がそのまま浮かび上がっているからである。

以下、この論文は、これまでの様々な論議を展望しつつ、なぜマルチカルチュラリズムが現代哲学の領域において問題

にされているのか、またマルチカルチュラリズムは何を解決するためのものとして期待されているのかを明らかにしつつ、マルチカルチュラリズムの中に現れているこのポスト・モダンという我々の時代の複雑な問題構成を読み解き、その中で再構成される「道徳」の新たな貌を望遠しようとするものである。

二、マルチカルチュラリズムはなぜ問題になるのか

マルチカルチュラリズムは、一般には、多元文化主義と呼ばれている。「多文化」とは、「文化がたくさんある」ということであろう。たしかに世界にはいろいろな文化がある。それは常識である。ガットマンが言うように「一つの社会ないし世界の中に多くの文化が存在するとき、その状態をマルチカルチュラリズムという^①」のだとすれば・・・つまり、マルチカルチュラリズムとは、cultureが、*multi*ではなく*multi*であるという「状態」を表すものであるとすれば、こんなことはすでにわかっている事実である。誰でも、「マルチカルチュラリズム」を知らない人でも、「世界にはいろいろな文化がある」ということは「事実」として受け入れていることである。

しかし、それにも関わらず、このマルチカルチュラリズムをめぐる論議は、ここ十年来、英米哲学界での焦点のひとつとなってきた。論議に火をつけたのは、チャールズ・テイラーの『承認をめぐる政治』^②であったが、その後、このテイ

ラーの論に火をつけられたマルチカルチュラリズムの問題は、ブルーラリズムの問題の広がりと共に問題領域を拡大する形で共同体主義（コミュニティアン）と自由主義（リバータリアン）との例の論争へと論議の場所を拡大している⁹⁰。それでは、なぜマルチカルチュラリズムはそれほど問題にされるのだろうか。なぜこんな「事実」が、「明白」という強い語尾を伴う「主義」になるのだろうか。

もともとこのマルチカルチュラリズムは、カナダにおけるケベックのフランス系住民の自治権や、オーストラリアの先住民の財産権をめぐる法的闘争、あるいはアメリカ合衆国の移民問題といった現実の政治的諸問題を背景に⁹¹したものであった。テイラーの『承認をめぐる政治』も、彼がケベックで生まれ育つたという政治的地平の中で産まれたものである。

周知のように、カナダのケベック州は、住民の中にフランス系移民の比率が高く、現在もなおフランス語が日常語として広く使われ、住民たち自身も「フランス系」のアイデンティティを持って、自分がフランス文化の一員であると考へ、自らカナダの他のアングロ・サクソン⁹²英語使用圏の地域とは一線を画している⁹³。一言でいえば、ケベックはアングロ・サクソンの中のフランス租界という位置づけになっているのである。彼らはもちろんフランス人ではなくカナダ人なのだが、その国籍とは関係なくフランスにシンパシーを持ち、カナダ政府をアングロ・サクソンのものと位置づけて、その政府から自分たちの一定の「自治権」を獲得していきたく

いと考えている。つまりケベックは、異なる文化（アングロ・サクソン文化）への同一化を拒否して、自らの文化的アイデンティティの存続を求め、穏やかな独立を望んでいるのである。しかもこの独立派がケベック州選挙で過半数を占め、州の独立が議題に登るのほもはや時間の問題となっている。これは国家の側からすれば当然容認しがたい。国家にしてみれば、その国家内に別のミニ国家が存在し各自の主権を要求するような事態は、国家的統合を脅かすものでしかないだろう。当然、カナダ国家はケベック州に対してナショナルアイデンティティへの参与を要求することになる。

一つの国の（中）に文化の異なる別の小さな「独立」国がある、という事態は想像するだに難い。しかもその二つの文化的共同体が常に同一の利害を持つとは限らず、むしろ利害が対立する場合が多いだろうことを考えると、同一地域に異なる文化を持つ複数の集団が住むということは、それ自体、軋轢の原因である。完全に棲み分けがなされ、互いにほとんど干渉しあわない場合には紛争の頻度も低いであろうが、ケベックのように同一の社会の中に共存しなければならぬ場合は絶えず緊張が持続していると見なければならぬだろう。こうすると、このケベック問題がカナダ国内でずいぶん議論を呼んだというのは当然のことかもしれない。もちろん、これはただ単にカナダの国内問題に留まらないことは明らかである。

「人間同士を深い壁で隔てるもの、衝突を起す原因となる

ものは、おそらく文化的なものである。．．．（中略）．．．
文明の境界線が将来の戦線になるだろう⁶⁰。」と述べて、現代社会が今後直面する紛争の原因を全て文化の違いという一点に集約させようとするハンティントンを待つまでもなく、文化の違いから衝突や紛争が起きることは、旧植民地における征服者層と先住民の間の衝突や、アメリカ合衆国におけるヒスパニックや「黒人」の問題、あるいはトルコ国内のクルド人問題、また我々の中の「在日」の人々や水面下で急増する外人労働者との間の文化的軋轢など、日常的な事実である。

かくも、異文化共同体間の衝突とは、全世界が共通に抱える問題なのである。

これらの衝突の形自体は、様々であるかもしれない。ある一定の文化に属する人々に対する非承認という目に見えない差別として現れることもあれば、結婚や就職の場面での排除という形で現れることもあり、また「いじめ」や無視の形を取ることもあれば、緊張がエスカレートして武器や流血を伴う紛争に発展することもあるだろう。いずれにしても、これらの衝突は、決して人間としての個人に対して起きるものではなく、ある文化共同体の一員としてのメンバー間に生じるものである。換言すれば、この衝突は、共同体と共同体との衝突なのである。

共同体は、文化という形で結実し、実体化している共通の価値を紐帯として我々の間に存続している。何が「美しい」か、何が「耽ずかしい」か、何が「美味しい」か、何が「正

しい」か、何が「臭く」て何が「良い匂い」か、「どのくらい速さで歩くのが良いか」、「人とどうつきあうべきか」、「子供は何人持つのが良いか」、「年長者を敬い、老いた親と同居すべきか」、「ゴミはどう出すのが良いか」、「死者をどう葬るのが良いか」、「何が「格好いい」か」、これらは全て、「われわれ」が「われわれの文化」の中で共有している価値である。われわれは普段はこの「われわれの」価値の正しさを疑うことはない。これらの価値は、はじめから「正しいもの」としてわれわれに受け渡されてきた。われわれはこれらの価値をいちいち一つ一つ、個人として吟味して選択してきただけではない。われわれは、これが正しい価値であるということをおぼえられてきたのである。何を「良い」とするかも、その正当性も、個人としての「私」の吟味に先立って決まっている。「われわれ」の間で決まっている。われわれの共同体の中で決まっている。だから、「私」が「われわれ」の一員になるということとは、「われわれの価値」を共有する一員になるということなのである。価値にしても道徳にしても正義にしても、われわれは「われわれの文化」として結実したこれらの「良さ」の体系を共に分かち持っているがゆえに「われわれ」と言いうる。また、われわれがこれらの価値を共有しているが故に、われわれの文化共同体の壁の中では「いちいち」説明しなくても話は「通じる」のである。換言すれば、この共通の価値によってわれわれは「われわれ」という「壁」を作り、その壁の中で生きていくことになるだ

ろう。だから、この壁の内側が「われわれの真理」の通用範囲である。この意味で「真理」はローカルなものである。あるいは文化相対主義的なものである。つまり真理は文化共同体に依拠していて、文化によって違うのである。

これはポストモダン社会の前提である。近代は、超越的・普遍的真理の座から前近代の神を追い落とし、代わりに理性を立てた。そして、理性を武器にわれわれが超越的で普遍的な真理に到達できるという近代の想定に対して、ポストモダンは、近代合理性に対する反省から、理性をも、超越的地位から引きずりおろした。しかしそれに代わってその座につけるべきものをポストモダンは持たない。ポストモダンは、人間の共通の武器としての「理性」に自ら廃棄を言い渡していきながら、「普遍的で超越的な真理」を合「理」的に証明できるものは何もないから普遍的で超越的な真理はないのだ、という苦しい戦いを続けている。こうしてわれわれの間には奇妙な折り合いがつけられる。つまり、最高の超越的・普遍的真理は存在しないが、実際に使われている日常的な諸「真理」は、その実在において、その都度のローカルなものという身分限定の中で許容される、というのである。この、超越的真理の不在と地位の低い各種実用真理の多在、という二重性がポストモダン社会の特質である。この二重性は、正当化の二重性でもある。われわれの正当化に適うような超越的真理はない、というほどの厳しい正当化要求を超越的真理に対して求めるポストモダンは、現に通用している諸真理に対す

る正当化要求は問題にもしない。つまり、超越的価値がない以上、個々の「真理」を実際に使っている人たちに對してそれはいけなないとも言えないし、その事実性をひっくり返す権利はない、というわけである。こうして真理が多発する。複数のローカルな「競合する真理」(マッキンタイア)が、ブルーラルなまま、それぞれの場所で勝手にてんでバラバラに自己の正当性を主張している。また、こうして具体的に各文化の中で選択されている個々の諸「真理」は命脈を保ち続けている。もう選択されている、ということ、少なくともわれわれはみんなそれが正しいと思っている、ということ、このことが現実の文化共同体が持つ諸真理の正当性の根拠である。逆に言えば、「この真理」を共有しているということにおいて、われわれは「われわれ」なのであり、また彼らが「彼らの真理」を共有しているからこそ、彼らは「われわれ」として「彼ら」なのである。この「われわれ」と「彼ら」の壁は無くなるものではない。ポストモダンのブルーリズムはこのような文化相対主義を助長しこそすれ、融合の方向に働くものでは決してない。「われわれ」は「われわれ」のままであり「彼ら」は「彼ら」のままである。

「彼らはこのようなものだ」という集団的見解もこの中から生まれる。出会われる「彼」は「彼」である以前にまず、「われわれ」にとつて「彼ら」のうちのひとりである。たとえば「彼はユダヤ人である。だから彼は金銭欲の強い人間であろう」などというようにである。こうして先入見が生まれ

る。先入見は、「私」と「彼」との出会いに先だつて、すでに「われわれ」と「彼ら」として出会われた出会いによって生み出され、「彼ら」に対する「われわれ」の評価として定まった集団的知見である。他の「われわれの常識」と同様、ふつうこうした先入見は「われわれ」には疑問の余地のないものである。

もちろん、こうした先入見が相互理解の原点になるものであることはいうまでもないことである。この当初の先入見も、実際には、その相手とつきあつていくうちに次第次第に修正される。そして、それにつれて元々自分が持っていた理解の地平自体も影響され変化していく。このようにして当初お互いの先入見から始まった関係は、最終的に互いの理解の地平が融合していく地点にまで導かれていくのである。これはいうまでもなくハイデッガーを端緒にハンス・ゲオルク・ガダマーが定式化したものだが、チャールズ・テイラーもまた、自らの理想としては、このへ先入見から地平融合へという相互理解の解釈学的構造を用いている。

しかし、その際、テイラーが問題にするのは、人間の他者理解にとつて不可避なものである「先入」見が、このようなポストモダンの文化相対主義の壁の中で、実はしばしば「偏」見として固定化され、暴力性を持つという構造である。つまり、本来なら相互理解へと出発するスタートラインであるべき「先入見」が、現実にはブルーライズムの各自主義によってむしろ道を閉ざされて、そこから先の相互理解が

不可能になっていくのである。換言すれば「彼ら」に対する評価から生まれた先入見は固まって、いつまでも「彼」個人が評価され承認されることがない。先ほどの例でいえば「ユダヤ人は金銭欲が強い」「彼はユダヤ人である」「だから彼は欲張りである」という先入見の構造が固定化されて、この「だから」が「しかしもしかすると」を伴わない、自動的で疑いのないものとして「われわれ」に共有されると、「彼」個人がどうであろうと「彼」が集団として「彼ら」に属しているというだけで、「我々」の間での「彼」の評価は疑いなく決定されてしまう。そしてもうそれで終わりである。「彼ら」は「われわれ」の一員ではない。「彼ら」は「彼ら」である。「彼ら」は「彼ら」のまま、その場所にいればいい。こうして「彼ら」に「我々」が与える席が自動的に「彼」の席となつてしまう。そしていつも「彼ら」の席に座らされると、次第次第に「彼」は、その席が自分の席だと思ふようになる。集団に与えられた評価が、自分自身の評価として同一化されてしまうのである。

こうして社会の中で人間のアイデンティティが決定される。すなわち「我々のアイデンティティは一部には、他人による承認、あるいはその不在、さらにしばしば歪められた承認 (misrecognition) によつて形作られるのであつて、個人や集団は、もし彼らをとりまく人々や社会が彼らに対し、彼らについての不十分な、あるいは卑しむべき像を投影するならば、現実には被害や歪曲を被る⁶⁾」ことになる。換言すれば、社

会の中での少数派に属する何らかの下位集団（たとえば「原住民」や「黒人」や「移民」や「女性」など）に属している個人は、多数派の上位集団から自分の集団に与えられた評価のもとで自分のアイデンティティを形成する。こうして集団への同一視が個人のアイデンティティを決定する。「……のくせに」「……だからだめだ」という集団に与えられる否定的評価と「どうせわたしは……だから」という否定的自己アイデンティティとが一体となつて「現実（その人を）歪め、抑圧する」⁽⁹⁾。「そういう人間だ」と絶えずいわれていると実際にそういう人間になつてしまふというわけである。もはやここには、ガダマーが想定したような「出会い」はない。社会構造としては、個人は属する集団への評価によつてすでにその個人に先立つて位置づけられてしまつていゝる。つまり本来なら対等な地位において初めて「出会う」はずの二つの地平は、最初から二つの異なる集団の地位の中に押し込められている。しかも「私」に対して出会うはずの「彼」としての個人は、そもそも「われわれ」が作った「彼ら」の枠組みから既にみずから逃れられなくなつてしまつていゝるのである。集団に対する承認が個人の承認に先行し、しかもがんじがらに個人の形成までも決定してしまふといゝうのである。

このような暴力的構造を拒否しようとするのがテイラーであった。テイラーは、どんな文化共同体に生まれてもそれだけで人生が決まってしまうような、しかも自分自身で萎縮し

て自分の人生を狭めてしまふような、そんな社会構造を拒否しようとするのである。テイラーはここで二つの選択肢を提示する。

まず第一の可能性としては、個人の背景としてのいつさいの文化を捨象するという方法がある。つまり、個人を集団と切り離して、その個人がいかなる集団に属しているかを無視し、彼を個人としてのみ見るといふ見方である。つまり、いかなる集団にも属していない「市民」としての資格において人間を中和し、すべての個人に平等を確保しようといふのである。

これに対し、第二の可能性は、個人とその背景としての文化は切り離せないといふ前提から出発する。第一のオプションが依存する「市民」としての中性的個人といふ概念は全くの理論的虚構であつて、人間はすべて何らかの文化のメンバーであり、またその文化的属性が殆ど彼の本質を決定している⁽¹⁰⁾と第二の立場は考へる。したがつて、個人を平等に扱ふためには、彼のルーツ自体を平等に扱わなければならない。つまり、全ての集団を平等に承認して、いかなる集団に属する個人をも平等に扱へるようにする、といふのが第二の立場なのである。

テイラーが採るのは第二の可能性である。そして、これがマルチカルチュラリズムの根本的な主張でもある。

現実の社会は決して単一文化社会ではなく、複数の文化共同体が混在している社会である。つまり、多文化社会である

ということとはポストモダンの条件である。しかし、この多数の諸文化は決して平和的に共存してはいない。ポストモダン社会の「神（共通の超越的価値）」なきプルーラリズムから帰結する文化相対主義の中で、諸文化共同体は、互いの壁の中に閉じこもって、相互に正当化し合うことも融合を図ることもないまま、直截な力のみを頼りに優勢な文化と劣勢な文化、多数派文化と少数派文化という権力的階層を作つて軋轢を起こしているのである。そして、このような文化共同体間の力関係の中で、自分の文化共同体の地位がそのメンバーの社会的地位となり、社会における自分の位置価値を決定する。したがつて下位の集団のメンバーは生まれながらにハンディキャップがある。下位集団のメンバーであるというだけで本人もへ劣つている」というレッテルを貼られ、実際、社会の中で自己実現の機会を制限されたり、自分でも劣つていくという扱いを受け入れて、劣つた存在としての自己像を作り出してしまふ。しかも、それはねのけて承認を受けようとすれば、自分の母集団を出て上位集団に一体化し、その集団のへ中へ入れてもらうしかない。なぜなら、このような文化共同体が相互に衝突しあい階層化している多文化社会では、本人がどうかということではなくどの共同体のメンバーであるかということが重要だからである。

しかし、マルチカルチュラリズムが保証しようとするのは、このような卑屈な同質化によつてしか得られない承認ではない。マルチカルチュラリズムが個人に確保するのは、差

異を保持したままでの承認である。つまり、マルチカルチュラリズムにおいては、どんな集団のメンバーであろうと、個人はそのメンバーであるという存在自体において承認されなければならぬ。しかもそれは上位集団のメンバーと平等な承認でなければならぬ。結局、マルチカルチュラリズムが求めるのは、多文化社会の階層化を解消することであろう。文化共同体間の支配・従属関係を解消し、どの文化にも差異を保持したままに平等な承認を与えるということ、そして、そのことを通して万人のアイデンティティの差異を承認し、同等の価値を持つものとして扱うことを通して、いかなる文化に属する人間に対しても平等な承認を与えるということ、このことがテイラーの目的でもあり、また同時にマルチカルチュラリズムの目的なのである。

三、マルチカルチュラリズムの現実

しかし、こうしたマルチカルチュラリズムは各界からの批判の対象となつている。

マルチカルチュラリズムに対する主な論者の一人であるラズ (Joseph Raz) によれば、マルチカルチュラリズムに対して提出されている批判は以下の三点にある。まず第一に「マルチカルチュラリズムは全体主義である」というリベラリズムからの嫌疑、第二に「へ劣つた文化と優れた文化とを平等視するのはおかしい」という「優れた文化のメンバー」からの反

発、第三にへマルチカルチュラリズムは社会のまとまりを破壊する、という不安、の三点である。この三点を取り上げて論評し、これらの批判をふまえてマルチカルチュラリズムの修正案を示そうというのがラズの企図である。

まず第一のへマルチカルチュラリズムは全体主義である、というリベラリズムからの嫌疑であるが、上述のようにマルチカルチュラリズムの前提である文化共同体が多数同居している多文化社会は、社会の中でそれらの諸共同体が互いに肩を接して覇権争いや衝突を繰り返す階層社会であった。他の文化からの影響も日常的に受けるだろう。上位の文化共同体からの同化の圧力も絶えず受けることになる。若い世代のへ伝統へ離れはこれを顕著に表したものである。つまり多文化社会の内では必然的にどの文化も変化にさらされているのである。このような多文化社会においては、文化共同体は強いものに巻かれて上位の共同体に組み込まれていくというユニカルチュラルな方向に進むか、あるいはその流れに抗して自己の純粋性を守るかの二者択一を常に潜在的に迫られている。共同体の解体は個人にとって救いがたい損失であるとして文化の多元性を守ろうとするマルチカルチュラリズムは、もちろん後者を選択する。しかし、変化を求める内外の圧力が強ければ強いほど、文化共同体の存続を図る側の抵抗もまた強くなる。だからこそ「多文化社会の中で存在するときの方が、文化共同体はしばしばより抑圧的になる⁽¹¹⁾」のである。しかも「多元文化的社会の中で存在の不安定さから、特に

その集団が実際に差別されたり差別されているかと思いついてる集団の場合には、しばしば文化集団内の保守層が力を持つことになる。彼らは自分の文化のどんな変化にも反対する⁽¹²⁾。」既存の共同体を守り「純粋」な文化を守ろうとする人々はメンバーの離反や反論を許さず、伝統的な文化を強要しようとするのである。しかし、だとすれば、これは、自由であるべき個人に対する暴力なのではないか。多文化社会の軋轢の中で伝統的文化共同体の保全のために多かれ少なかれ抑圧的とならざるをえないままに「嫌がるメンバーをその意志に反して力づくで強制しようとするような共同体を支える⁽¹³⁾」マルチカルチュラリズムは、リベラリズムからすれば、自由であるべき個人に対する潜在的暴力であろう。結局、マルチカルチュラリズムは、文化の保全を正当化することで、この、メンバーに対する抑圧を後押ししている。これが、リベラリズムから与えられた第一のマルチカルチュラリズム批判である。つまりリベラリズムにしてみれば、マルチカルチュラリズムが保証しようとする文化共同体の承認や存続という課題が、結果としては保守的勢力として必然的に個人を抑圧し、個人の自由を制限してしまう可能性を持つことになるというのである。

ラズはこの非難を正当なものとして、マルチカルチュラリズムはこうした保守的勢力に加担することがあつてはならないと考える。ラズによれば、個人が望めば、いつでもその母集団である文化共同体から離脱する権利がなければならぬ。

「一つの集団を離脱するチャンスは、自分の文化から抑圧されているメンバーに対する実際的な保護である。我々が知っているすべての文化は多かれ少なかれ抑圧的であるとすれば、自分の文化を放棄するチャンスは、マルチカルチュリズムは抑圧的文化の生き延びたいという願いを促進するものではないかというおそれに立ち向かうためには中心的な重要性を持つている⁽¹³⁾。」そうラズは言う。そして、あくまでも自文化を純粋なままに保とうとしてメンバーを抑圧する保守的マルチカルチュリズムから、個人の自由を配慮して共同体から離脱の自由を認めるリベラルなマルチカルチュリズムへの修正を主張するのである。

しかし、このラズの主張は可能だろうか。つまり、「メンバーの離脱を容認する」という義務は、果たしてどの文化共同体にも受け入れられるだろうか。「メンバーの離脱を容認する」と、共同体は、弱体化したり、ことによると解体したりするかもしれない。こんな「あぶない」価値を受け入れられる共同体はどんな共同体なのだろうか。それができるのは、共同体の存続を危機にさらしてまで個人の自由を容認しようとする共同体……つまり、リベラルな文化価値を持つ共同体である。換言すれば、実際には「メンバーの離脱を受け入れる」というリベラルな価値は、もともとリベラルな文化共同体の持つ価値なのである。これに対して、個人の自由より共同体を優先させる文化価値を持つ共同体にとっては、「メンバーの離脱を容認する」という義務は、固有の価値と抵触す

る。もし、このリベラルな価値を受け入れるかどうかを、その文化共同体に承認を与えるかどうかの踏み絵にするとすれば、これはまさにマルチカルチュリズムの主張への文化共同体にも平等な承認を与えることと抵触するものである。

しかも、「メンバーの離脱を受け入れる」という義務が、上述のように「メンバーの自由を共同体の存続よりも優先する」という価値に基づくものであるとすれば、実は、これはもはや共同体主義ではない。これは、各個人の安寧を保証するために個人よりもそれをとりまく共同体を優先するというマルチカルチュリズムの共同体主義ではなく、ごくふつうのリベリズムである。だとするとラズの修正案は、マルチカルチュリズムの修正案としては困難である。すくなくともここには、マルチカルチュリズムの共同体主義の枠文化の枠を守らなければならない必然性が見つかからない。

第二のマルチカルチュリズム拒否は、どの文化共同体の内部にも根強く残っているものである。これは「民主主義的なヨーロッパ文化は不滅の優越性を持っているのに、そのヨーロッパ文化と、劣った、抑圧的かつ狂信的で殆ど文化的価値がないにひとしいような文化とに、対等の権利を認めることへの嫌悪感⁽¹⁴⁾」に基づくものである。つまり、世の中には価値の低い文化があるのだから、価値の低い文化は下位に甘んじるべきだ、自分たちの文化は優れているのだから支配して当然だ、というのである。自分が一番優れていて他の文化は劣っているという妄想は、当然のことながらヨーロッパに

限らずどこにでも見られることである。もちろんこうした批判に正当性はない、とラズは言う⁽⁹⁾。どの文化共同体の内部でもそう思われているという点において、しかもその正当性は自分の文化集団の中でしか共有されていないという点において、しかもこうした言辞は比較すべき他の文化に無知なままで（あるいは強いて目を閉ざして）発せられている自己愛に基づくものだからという点においてである。

われわれはこのような立場に対しては何も言うべきことばをもたない。古くはヒットラーの Ауシュビッツ やつい先年のユーゴスラヴィアの人種浄化を思わせるようなこうした自民族中心主義は嫌悪すべきもののように思われる。しかし、ラズが言うようにそう簡単にこの批判を廃棄できるだろうか。しかもわれわれ自身がこのような思想から自由ではないのである。われわれもまたこのような感情を抱いている。われわれの隣人である他のアジア諸国に対して、あるいはよく知りもしないアフリカ諸国に対して。むしろこの第二の批判は、文化の持つ、ある普遍的な構造を明らかにしている。つまり、文化共同体は、それがいかなるものであれ、自らが存続するためにこのような他者排除の構造を必然的に持つのである。われわれはこうして現実を衝突を起し戦争に加わってきたのではなかったか。われわれは「民族の誇り」によって血腥い戦地を生み、「自文化優越思想」によって移民や他の外国人を差別してきたのではなかったか。これは「文化」の戦略である。文化はこうした自己の共同体を保全し他者を排

除する行為を美化する。自己の純粋性を保ち自己の母胎である共同体を保存するために、文化はメンバーの行為の細部にまで入り込んで分かれ難く結びついた道徳的価値と美的価値によってメンバーの行為をコントロールする。文化の枠組みを保持しようとする限り、われわれはこのような自民族中心主義を切り離すことはできない。少なくとも、「われわれの文化」の持つ強大な操作性を意識することなしには、われわれはこのわれわれの内なる自民族中心主義を意識することすらできないのである。

マルチカルチュリズムに対する第三の疑念は、へマルチカルチュリズムが社会の結束を破壊する、というものである。この考えによれば「社会の結束は例外なく、一つの共通な文化の保持に基づく。深い結束の感情がなければ社会は相争う諸党に分裂してしまう。結束があつて初めて人間は他人の身になって感じるのであり、他人のために犠牲を払うことができる。こうした心構えがなければ平和な政治的社会の可能性は消えてしまう⁽¹⁰⁾」ことになる。一つの社会の中に複数の文化共同体の存在を認め、しかもそれぞれに平等な承認を与えようとするマルチカルチュリズムは、この第三の見方からすれば社会の統一に逆行するものだということになるだろう。つまり、第三の非難は、社会は統一されなければならない、社会が統一されるためには諸文化が統一されなければならない、という主張でもある。

これに対してラズは、社会をユニカルチュライズするよう

なこの批判に抵抗してマルチカルチュラリズムを主張しつつも、異文化が分離したままで対立する場合には確かに社会の結束が失われるという指摘を受け入れて、異文化が多元的に存在しつつ隔離と衝突ではなく何らかのつながりを保持できるとような、緩やかな連帯を導入しようとしている。つまり、異文化間に共有されるような何らかのひとつの共通の枠組みを作ることを考えているのである。ここでラズが提出するのは、事実と価値の分離という古い哲学的な前提を彷彿させる、文化価値と政治との分離という考えである。つまり、ラズは、文化はそれぞれの文化共同体に「任せ」て固有性を守らせ、政治に関しては共通の価値を定立するということを考えるのである。文化同士はお互いに違っても共通の政治文化の土俵を作れば社会の解体は防げるのではないかと、いうわけである。こうしてラズは実際に、共通に守るべきいくつかの実体的価値をリストアップしている¹⁰⁾。

しかし、そもそもわれわれはすでに、正義という道徳的価値もまた文化共同体によって決定され、その共同体の中で共有され通用しているローカルな価値である、ということに気付いている。つまり共同体が共有する「良さ」の体系として実体化したものである文化全体の中で、正義や道徳といった「良さ」も他の「良さ」とは切り離せないものである。たとえば一つの文化共同体の中で「正義」だとされる固有のジェンダーのあり方は、人が守るべき道徳的価値としてだけではなく、何を「美しい」容姿や「良い」声だとするかと

いった他の文化的価値にも波及して互いに密接に結びついている。だから、女性アナウンサーの声が高く細い方が好ましいのか、低く説得的な方が好ましいのかという嗜好は単なる個人的嗜好ではない。その好ましさの背後には、その社会での女性の「正しい」あり方という道徳的価値が反映しているのである。だとすれば、へ共通の政治的土俵を作ることは、当然、結果的には個々の文化共同体の改変自体に踏み込むことにほかならない。しかし、これは、いかなる文化共同体をも平等に承認し、保持するというマルチカルチュラリズムの主張とは抵触する。少なくともラズが意図したマルチカルチュラリズムの枠内での修正というレベルを出ていることは確かである。

これがラズによってデッサンされたマルチカルチュラリズムに対する三つの批判であり、それに対して提出されたラズのマルチカルチュラリズム修正案である。

第一の批判はリベラリズムから提出されたものであり、必然的に全ての人間をその背景としての文化から切り離して平等で自由な個人として見るべきだという個人主義に帰着するものであり、マルチカルチュラリズムの前提である共同体主義自体を批判するものであった。マルチカルチュラリズムが共同体を守るうとする限り、そのメンバーに対して彼の意志に関わらず共同体を守れ、その文化に忠実であれという抑圧が正当化されることになるのだから、第一の批判の行き着く先はマルチカルチュラリズムの前提とする共同体主義の解体

に至る。つまり、「文化を守る」という目的のためにどうしても個人の自由を抑圧せざるをえないのであれば、べつに文化を守らなくても良い、文化は解体しても良いのではないか、というのがこの第一の批判の暗黙の主張なのである。

たしかに文化は守らなくても良いかもしれない。しかし文化の力は現実には大きな操作力を持っている。社会の中で文化共同体は個人を通じて代理戦争を行ってもいるのである。それをまったく無視して、社会を中性的市民同士の関係だけに限ることがはたして現実的だろうか。あるいは、文化中性的「市民」の守るべき義務は、誰がいかにして決定するのだろうか。少なくともへ文化中性的市民や個人の自由というリベラルな価値は、必ずしも全ての文化共同体に（従って全ての文化共同体のメンバーに）受け入れられるものではない。

これに対して第二・第三の批判は、それ自体、共に、現実の社会の声としての共同体主義を代表している。第二の批判は、現実の多文化社会の階層化は「正しい」と考える。共同体には「事実」上の優劣があり平等ではないのだから、それを具体化した階層は正しく、逆にその階層を平坦化しようとするマルチカルチュラリズムは誤っているということになる。第三の批判では、一つの社会に一つの文化共同体という単一文化社会(ユニカルチュラルな社会)こそが安定した社会であると考えられている。しかも現実には、せっかく複数文化共同体が階層化と同化を通して単一文化共同体社会へ昇華していく現実があるのに、マルチカルチュラリズムは同化への方

向を放棄し、結果として社会を不安定にしているとマルチカルチュラリズムを批判する。結局、第二の批判も第三の批判も、現実のユニカルチュラルな階層化社会の正当性を主張しているのである。彼らによれば、マルチカルチュラリズムでは諸文化共同体間の衝突が解決できない。諸文化間の衝突が解決されるためには、マルチカルチュラリズムの下でんでバラバラに勝手に自己保全を図っている諸文化を階層化し、最終的には統一していかなければならない、というわけである。

こうした保守勢力は、もちろん現実の社会が持つ矛盾を無視した上で論を展開している。マルチカルチュラリズムが指摘した個人のアイデンティティの損傷の問題を無視し、またなぜ自己の文化共同体が優れているのかもやむやにしながら、実際上の社会での力関係をそのまま文化の優劣に結びつけて、そのことによって他の諸文化共同体にかける同化の圧力を正当化しようとしている。そうすることでこれらの共同体主義者は、文化共同体の種族的・民族的差別を必然的なものにしてしまうのである。

それでは、われわれはどうするべきなのだろうか。マルチカルチュラリズムをめぐる論争の中で明らかにってきたポストモダンの多文化社会に現実に存在する文化間の軋轢の問題も、またそこから必然的に生じる個人への抑圧も、われわれは解決不可能なものとして受け入れるしかないのだろうか。

四、マルチカルチュラリズムは可能か

われわれはこのようにマルチカルチュラリズムの問題を取り扱ってきた。超越的で普遍的な真理なきままに、ローカルな真理が複数存在する、というポストモダンの社会状況を前提にして、マルチカルチュラリズムが求めたのは、あくまで真理のローカル性を確保するということである。つまりどんな真理も、あくまでもその都度の文化共同体に依拠したローカルなものではない。この前提からすれば、自分の共同体を越えて他に固有の真理を押しつける権利を持つものは無いはずだというのである。これは、一つには、直截な力の論理によって現実社会を統合しようとする勢力に対して、どの集団にもその真理のローカル性における平等を確保しようとする異議申し立てでもあり、また社会の中で勢力を持つ文化集団によって下位の文化集団の成員たちが差別やアイデンティティ損傷という実質的被害を受けることへの抵抗でもあった。こうしたマルチカルチュラリズムの主張は、社会を統合する共通の普遍的理念を見出す努力を自ら断念したまま実際の社会問題を集団の現実の「へ力」による解決に委ねてしまうポストモダン社会に対する、問題提起だったのである。

しかし、私の見るところによれば、結局、このようなマルチカルチュラリズムの主張は、ナシヨナリズムに帰結する。つまりマルチカルチュラリズムは、文化共同体を国家内国家

に仕立て上げてしまうのである。そして、この国家内国家は、自分の「国」の存続と平等な承認を主張して、他の「国」に対しては「内政干渉」を拒み、個々のメンバーに対しては「国民」という集団的アイデンティティの下で忠実に自分の「国」を支えることを求める。メンバーに許されるのは、差異に基づく個人のアイデンティティではない。この「国民」が求められているのは、「国体」としての文化に忠実であることだけである。こうしてマルチカルチュラリズムは必然的に唯我論に陥る。マルチカルチュラリズムにおいては、「ローカルな正義」という概念に結実したポストモダンが保証する価値多元的な平等のなかで、自己の存続のために外からの変化の圧力も内側からの変化の要請も拒否されてしまうのである。

こうして、マルチカルチュラリズムはその文化共同体の内부를不可侵なものにしてしまい、異なる共同体間の軋轢の解消の問題を無視してしまう。つまり「ローカルな正義」というポストモダンのブルーリズムの下で、マルチカルチュラリズムは正当化の問題を棚上げにしてしまう。つまり、実在の事実を正当化とすり替えた上で、他者に対する一切の正当化義務を棚上げにしてしまうのである。しかもこうした拘束の流れの中で、その文化の内実が共同体保守派によって脚色され作り替えられていく可能性さえ生まれてくる。文化共同体の国境を隔てる壁はますます厚くされていく。「われわれ」と「彼ら」を隔てる壁は、越えることのできない超越的

な存在にされてしまう。「われわれ」の正義と「彼ら」の正義はまったく違うというマルチカルチュラリズムの前提の下で、われわれは共通の「われわれ」の地点に立つ可能性を剥奪されてしまうのである。

実はこれが、多文化社会の中で解決すべきマルチカルチュラリズムの最大の問題である。つまり、いかにしてヘローカルな正義の呪縛を解くか、ということである。

あるいはわれわれはもっと身近に、日本と韓国・北朝鮮ないし日本と中国の関係について考えてみてもいいかもしれない。われわれの間の戦争が終わっても、半世紀以上がすぎた。そして相変わらずわれわれの間では、国家のトップ会談のたびに、日本がどんな謝罪をするか、がまず第一に語られる中心的な関心になっている。両国の学生同士が討論する交流の場でも、そこでいつも行われるのは日本に対する弾劾である。五〇年前に日本軍がしたこと、五〇年間に日本がしてこなかったことについて。それはいつも「われわれはこのような苦しみを受けてきた。おまえたちがそうしたのだ。なぜおまえたちは謝罪しないのか。」と語られる。共同体間の衝突や恨みは絶えず次の世代に再生産されて続いていく。それが共同体の絆を作る要であるかのように。事実、それが要なのである。

しかし、どうしてわれわれは、共通の過去として戦争を語ることができないのだろうか。どうしてわれわれは、われわれが共に経験してきたこととして協同する事ができない

いのか。

それをできなくさせているのは、やはり、かつて戦争を起こしたと同じナショナルリズムである。われわれに「われわれ」と言わせないもの、「われわれ」と「彼ら」という壁に隔てるものは、ナショナルな集団的アイデンティティである。つまり「われわれ」は日本人であり「彼ら」は韓国人である。国が違う、民族が違う、文化が違う、考え方が違う、正義が違う、という集団的アイデンティティに基づく単なるカルチュラル・ナショナルリズムなのである。

たしかに、個のアイデンティティは、リベラリズムが理論的前提として想定しているような、どの文化からも自律した中性的市民としてのものではなく、文化共同体に依拠したものであろう。しかし、これはマルチカルチュラリズムが想定しているような、一つの文化によって決定されているものではない。つまり、個人のアイデンティティは、「日本人」であり「男性」であり「父親」であり「労働者」であり「都会人」であり「若い世代」であり「大卒」であり……と複数の、殆ど無数の層によって形成されているのである。われわれは自分が所属している個々の文化共同体の持つローカルな正義を知っている。しかしそれは複数の正義である。なぜなら所属する共同体が複数だからである。個人が一つの文化的共同体に属し、一つの正義に従っているのではない。個人は多層的に重なるさまざまな文化共同体に足をつっこんで総体としての「私」を作っているのである。

だとすれば、このような個人のアイデンティティを一つの文化に一元化するのには現実的ではない。むしろ、それは、文化を地理的・民族的要因のみに限定するというフィクションを使つて作り出された「想像の」個人ではないのである。

われわれは、「われわれ」と言いうる。われわれは彼らと共に「われわれ」と言いうる。国民国家とマルチカルチュリズムの作った集団的アイデンティティのフィクションを越えて、リベラリズムの作った、切り離された「市民」という感情のない理論的想定を越えて、われわれは「われわれ」と言いうる。「私」という主体の中で多元的に重なるアイデンティティの層は、かならず、どこかで「あなた」の層と重なっているはずである。われわれは、マルチカルチュリズムが設定する「文化」をもっと多元化することによつて、文化の国境を流動化させることができるはずである。そしてそのことによって、われわれはナシヨナリズムの国境をも相対化することができるはずである。われわれは「われわれ」と言いうるのである。

註

- (1) Amy Gutmann, *The Challenge of Multiculturalism in Political Ethics*, in: *Philosophy & Public Affairs*, Vol. 22, Nr. 3, Summer 1993, p. 171
- (2) Charles Taylor, 『承認をめぐる政治』(佐々木毅他訳)

テイラー他著、佐々木他訳『マルチカルチュリズム』岩波書店、一九九六年、所収。

- (3) *Deutsche Zeitschrift für Philosophie* の特集 (Schwepunkt) にも近年続けて二回取り上げられ、この問題に対する関心の高さが世界的広がりを見せていることがうかがえる。Schwepunkt: Multikulturalismus. In: *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 2/1995.
Und Schwepunkt: Multikulturalismus II. In: *Deutsche Zeitschrift für Philosophie*, 3/1998.

(4) 西川長夫他著『多文化主義・多言語主義の現在』、人文書院、一九九七年。

加藤普章著『多元国家カナダの実験』、未来社、一九九〇年。
石川一雄著『エスノナシヨナリズムと政治統合』、有信堂、一九九四年。

関根政美著『マルチカルチュラル・オーストラリア』成文堂、一九八九年。

- (5) 石川一雄論「ケベックの選択……多文化的政治統合への道」(西川長夫他著『多文化主義・多言語主義の現在』、人文書院、一九九七年、所収) 参照。

(6) Samuel P. Huntington, *The Clash of Civilizations?, Foreign Affairs*, Vol. 72(3)-Summer, 1993, P. 22.

(7) たゞえばチャールズ・テイラーは、来日時のインタビューの中でしばしば地平融合 (fusion of horizon) の結果としての他者理解について語っている。チャールズ・テ

イラー（インタヴュー）「多文化主義・承認・ヘーゲル」、『思想』一九九六年、七月号。また、テイラー「承認をめぐる政治」101頁、参照。

(8) チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」38頁。

(9) 同掲書、52頁。

(10) Raz, *Multikulturalismus: eine liberale Perspektive*, in: *Zeitschrift für Philosophie*, 43(1995)2, S. 322.

(11) *Ibid.*

(12) *Ibid.*, S. 311.

(13) *Ibid.*, S. 323.

(14) *Ibid.*, S. 311.

(15) *Ibid.*, S. 320.

(16) *Ibid.*, S. 324.

(17) ラズが挙げた共通な価値のリスト

(1) すべての文化集団の後世代は、両親が望む限り、自分の集団の文化の中で教育されるべきである。しかし、彼らはすべて、国のすべての文化の歴史と伝統に習熟し、それらに対する敬意の態度を養われるようにも教育されるべきである。

(2) 多様な集団の異なるしきたりや行動は、我々が上で研究した寛容の範囲内で、法により、また社会の全ての公共政治団体により、承認されるべきである。(たとえば伝統的な衣服を学校や職場で身につけることなど)

(3) 貧困と劣悪な教育と特定の民族との結びつきは無条件

に解消されるべきである。ある特定の民族集団が貧困や劣悪な教育、未熟練・熟練労働者と結びついて取り扱われる限り、その集団のメンバーが自分を大事にしたり自分の文化に誇りを見いだすことは殆ど不可能である。

(4) 地方自治体レベルでの慈善的施設、自由意志の組織、図書館、美術館、劇場・ダンス・音楽ないし他の芸術的集団といったような自立的文化センターを公的に支援する大規模な政策がなければならない。

(5) 公共空間・道路・公園・デパートなど（またテレビの放送時間）は全ての文化集団に充分なものでなければならぬ。

Raz, *Multikulturalismus: eine liberale Perspektive*, in: *Zeitschrift für Philosophie*, 43(1995)2, S. 326f.

(いがらし・さち) 東海大学文学部非常勤講師)